

令和7年（ネ）第3458号

控訴人 松竹伸幸

被控訴人 市田忠義

控訴理由書

2025年8月5日

東京高等裁判所 第23民事部Bハ係 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 佃 克彦

同 平 裕介

同 伊藤 建

同 堀田 有 大

控訴人の控訴の理由は以下の通りである。

第一 はじめに

原判決（4～5頁）は、本件発言のうちの「党内をかく乱するためには」との発言部分につき、被控訴人が控訴人の発言として言及しているにも拘わらず、これを被控訴人の論評であると認定しており、明らかに誤っている。

以下詳述する。

第二 原判決の理屈の誤り

一 原判決の理屈

本件発言のうちの「党内をかく乱するためには」との発言部分について、一般の聴衆がこれを被控訴人の論評であると受け止める余地がないことは原審の

原告第3準備書面で詳しく述べたとおりであるが、原判決（4～5頁）はそれでもなおこの部分につき被控訴人の論評であるとする。

そのように解する理屈として原判決は、

- ①「被告は、本件発言の前後において原告が日本共産党を攻撃していると激しく非難しており、そのような本件発言の前後の文脈」
 - ②「本件発言が政党の演説会でされたものであって聴衆がその内容を反復して確認するものではないこと」
- の2つを挙げる。

二 ①について

しかしまず①についていえば、本件発言の前後で被控訴人が控訴人について激しく非難していると、どうして「党内をかく乱するためには」という発言が控訴人の発言ではなく被控訴人の論評になってしまうのか、原判決の理屈は意味不明である。

その前後で被控訴人がいくら控訴人を非難してしようと、本件発言は、
「その文春と相談して、党内をかく乱するためには値段も安くしましょう。記者会見で公然と語っています。格安の千円にしたのは、党员というのは貧乏人が多いと、そういう人に買ってもらうためには、印税少なくしてでも千円にしようと、こういうことまで相談しました。」

というもののなのであり、どこからどう聞いても、「党内をかく乱するためには」との発言部分は、「党内をかく乱するためには値段も安くしましょう」と控訴人自身が語った旨の発言であるとしか受け止めようがない。

前後で被控訴人が控訴人を非難していると、一体全体どうして上記の「党内をかく乱するためには」の発言部分の話者が控訴人から被控訴人になってしまうのか、原判決は、説明できるものなら説明すべきである。

その点の説明がない原判決の上記の理屈は、明らかに失当である。

三 ②について

原判決の理屈によると、「聴衆がその内容を反復して確認するものではない」ことが、「党内をかく乱するためには」という発言につき、控訴人の発言ではなく被控訴人の論評であると解される理由になるのだそうである。

原判決のこの説示は、

“『聴衆』は、『反復して確認』すれば控訴人の発言だと分かるかもしれないが、その確認ができないので、被控訴人の論評だと受け止める”

ということを言いたいのであろう。

以下では、原判決のかかる判断が誤っていることを明らかにする。

- 1 名誉毀損事案における摘示事実が何であることを解釈するにあたっては、活字媒体であれば「一般読者の普通の注意と読み方」（最2小判1956（昭和31）年7月20日・民集10巻8号1059頁）、テレビであれば「一般視聴者の普通の注意と読み方」（最1小判2003（平成15）年10月16日・民集57巻9号1075頁）を基準として判断すべきことが確定判例であるが、これらの判例の説示の背景には、

“よく読めば（よく視聴すれば）Aと言っているのかもしれないが、一般人がBと受け止めてしまうのであればBと解すべきである”

という発想がある。

- (一) 即ち、上記1956（昭和31）年最判の該当部分の説示は、

「所論新聞記事がたとえ精読すれば別個の意味に解されないことはないとしても、いやしくも一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容に従う場合、その記事が事実と反し名誉を毀損するものと認められる以上、これをもつて名誉毀損の記事と目すべきことは当然である。」

というもののなのであり、これは即ち、「精読」すればAだとしても、一般読者がBと受け止めるならBと解すべきである、と言っているにほかならない。

(二) また、上記 2003（平成 15）年最判の該当部分の説示は、

「テレビジョン放送をされた報道番組によって摘示された事実がどのようなものであるかという点についても、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断するのが相当である。テレビジョン放送をされる報道番組においては、新聞記事等の場合とは異なり、視聴者は、音声及び映像により次々と提供される情報を瞬時に理解することを余儀なくされるのであり、録画等の特別の方法を講じない限り、提供された情報の意味内容を十分に検討したり、再確認したりすることができないものであることからすると、当該報道番組により摘示された事実がどのようなものであるかという点については、当該報道番組の全体的な構成、これに登場した者の発言の内容や、画面に表示されたフリップやテロップ等の文字情報の内容を重視すべきことはもとより、映像の内容、効果音、ナレーション等の映像及び音声に係る情報の内容並びに放送内容全体から受ける印象等を総合的に考慮して、判断すべきである。」

という。

これは、

“テレビは録画等をしない限り再確認できないのだから、発言内容、フリップ、テロップ、効果音、ナレーション等、放送内容全体から受ける印象等を総合的に考慮してその摘示事実が何たるかを判断すべき”

と言っているのであるから、要するに、精密に視聴すればその内容はAと解されるところとしても、総合的に考えてBと受け止められるならBと解すべきである、と言っているわけである。

2 原判決が、“控訴人の発言ではなく被控訴人の論評である”と解する理由として上記②で「聴衆がその内容を反復して確認するものではないこと」を挙げているのは、1（3頁）で挙げたこれらの判例とその依って立つ上記の背景の発想をふまえてのものであろう。

つまり原判決は、精密に聞けばその内容はA（控訴人の発言）と解される

としても、総合的に考えるとB（被控訴人の論評）と受け止められる、と言っているであろう。

では、本件の場合に、はたして

“精密に聞けばその内容はA（控訴人の発言）と解されるときも、総合的に考えるとB（被控訴人の論評）と受け止められる”

と言えるような事情があるのでしょうか。

以下、項を改めてこの点を検討する。

四 検討

- 1 活字媒体の場合、「精読」すればAの意味になるとしても、一般読者がBと受け止めてしまう要因として、見出しやリードの存在が考えられる。

例えば、東京高判 2001（平成 13）年 4 月 11 日（判時 1754 号 89 頁）は、「一般の読者の全員が、〔記事の〕すべてを読むとは限らず、見出しとリード部分のみあるいは見出しのみを読む一般読者も少なくないことは、公知の事実といえることができる。」

と判示する。

このように、活字媒体の場合、記事本文の記載に対して、見出しやリードが影響を与えることが考えられるのである。

- 2 テレビの場合は、2003（平成 15）年最判がまさに指摘するように、

- ・ 番組に登場した者の発言
- ・ フリップ
- ・ テロップ
- ・ 映像の内容、効果音
- ・ ナレーション

など、視聴者の受け止め方に影響を与える要因がいくつもある。

つまりこれらの存在によって、一般視聴者が、AのものをBと受け止めてしまうことがあるということである。

3 では本件の演説会における被控訴人の発言はどうか。

(一) 演説会はもとより活字媒体ではないし、本件の演説会で被控訴人が文書を配布したという事実もないので、前記1（5頁）で見たような見出しやリードのようなものは本件にはない。

(二) また、本件の被控訴人の演説は、

- ・ その最中に被控訴人以外で発言をした者はいない
- ・ フリップはない
- ・ テロップもない
- ・ 演説中に映像や音楽や効果音が挿入されたこともない
- ・ ナレーションもない

のであり、前記2で見たような、視聴者の視聴内容に影響を与える要因のものは全くないのである。

(三) 却って、被控訴人の演説は、

- ・ 静謐な室内でなされている。
- ・ 話し方も実にゆっくりである。即ち、（甲4の1を再生すれば明らかなおりに）被控訴人は、訴状別紙（7～8頁）の発言をするのに、56分41秒から1時間00分53秒まで、実に4分12秒もかけている。
- ・ 滑舌も実によい。
- ・ 口語であると、“てにをは”が不適切であったり主語と述語が対応していない喋りをする人が多いが、被控訴人は、さすがに演説のプロだけあって、話し言葉であるにも拘わらず、“てにをは”の使用も正確であり、かつ、主語と述語の対応もきちんとしている。

(四) これらの事情からすれば、被控訴人の演説の聴衆について、内容の把握に影響を与えるものは被控訴人自身の発言内容以外には何もないのであり、本件の被控訴人の演説の一般聴衆は、被控訴人が話した内容そのままにこれを受け止める筈である。

即ち、被控訴人の演説の内容を「反復して確認」できなくとも、一般聴衆は、被控訴人が話したままの内容を把握するのである。

したがって、

「党内をかく乱するためには値段も安くしましょう。記者会見で公然と語っています。」

との発言部分について一般聴衆は、

“『党内をかく乱するためには値段も安くしましょう』と控訴人が言った”

という内容であると受け止めること必定である。

つまり、

「聴衆がその内容を反復して確認するものではない」

からといって一般聴衆がAをBと受け止めることはあり得ず、上記のとおり一般聴衆は、控訴人の発言を控訴人の発言として受け止めるのである。

したがって、

「聴衆がその内容を反復して確認するものではない」

ことをもって、「党内をかく乱するためには」との部分被控訴人の論評であると解した原判決は、明白に誤っている。

第三 結語

以上の次第であり、本件発言のうちの「党内をかく乱するためには」との部分は、聴いたままのとおり、控訴人の発言として言及されているのであって、かかる被控訴人の発言が控訴人の名誉を毀損することは明らかであり（訴状3頁）、よって控訴人の請求は認容されるべき筋合いなのであって、原判決は取り消されなければならない。

以 上